

令和4年6月湖西市議会定例会

# 議 案 書



# 議案一覧表

(令和4年6月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 35 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 36 号	湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 37 号	湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 38 号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 39 号	令和4年度湖西市一般会計補正予算(第1号)に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 40 号	湖西市水道事業経営審議会条例制定について
議案第 41 号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 42 号	湖西市税条例等の一部を改正する条例制定について
議案第 43 号	湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 44 号	財産の取得について
議案第 45 号	令和4年度湖西市一般会計補正予算(第2号)
議案第 46 号	令和4年度湖西市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

議案番号

件

名

議案第 47 号 令和 4 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 1

会議録署名議員の指名

7 番 土 屋 和 幸

8 番 高 柳 達 弥

令和 4 年 6 月 7 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

## 日程第 2

### 会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 6 月 21 日までの 15 日間とする。

令和 4 年 6 月 7 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

議案第 35 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 見崎 一江

## 議案第 36 号

# 湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決 処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 3 号

湖西市条例第 13 号

## 湖西市税条例の一部を改正する条例

湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条第 9 項中「第 321 条の 8 第 60 項」を「第 321 条の 8 第 62 項」に、「同条第 60 項」を「同条第 62 項」に改め、同条第 15 項中「第 321 条の 8 第 69 項」を「第 321 条の 8 第 71 項」に改める。

第 73 条の 2 第 1 項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、同条第 2 項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 23 項」を「附則第 15 条第 22 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 24 項第 3 号」を「附則第 15 条第



23 項第 3 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条中第 21 項を第 24 項とし、第 20 項を第 23 項とし、第 19 項の次に次の 3 項を加える。

20 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

21 法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

22 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附則第 10 条の 3 第 9 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 11 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5）」を加える。

## 附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めのあるものを除き、この条例による改正後の湖西市税条例の規

定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 五年法律第 226 号）附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 議案第 37 号

### 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 4 号

湖西市条例第 14 号

### 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例

湖西市都市計画税条例（昭和 39 年湖西市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出し及び同項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 13 項中「第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」を「第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 12 項中「附則第 4 項及び第 6 項」を「附則第 6 項及び第 8 項」に、「附則第 4 項及び第 7 項」を「附則第 6 項及び第 9 項」に、「附則第 5 項、第 7 項及び第 8 項」を「附則第 6 項、第 7 項、第 9 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項から第 9 項ま

で」を「附則第 9 項から第 11 項まで」に、「附則第 9 項の「農地」を「附則第 11 項の「農地」に、「附則第 9 項の「前年度分の」を「附則第 11 項の「前年度分の」に、「附則第 10 項」を「附則第 12 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 11 項中「附則第 9 項」を「附則第 11 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 10 項を附則第 12 項とし、附則第 9 項を附則第 11 項とする。

附則第 8 項中「附則第 4 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 7 項中「附則第 4 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 6 項中「附則第 4 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 5 項を附則第 7 項とする。

附則第 4 項中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5）」を加え、同項を附則第 6 項とする。

附則第 3 項を附則第 5 項とし、附則第 2 項の次に次の 2 項を加える。

（法附則第 15 条第 39 項の条例で定める割合）

3 法附則第 39 条に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

（法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合）

4 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

## 附 則

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の湖西市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 議案第 38 号

### 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 5 号

湖西市条例第 15 号

### 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「630,000 円」を「650,000 円」に改め、同条第 3 項ただし書中「190,000 円」を「200,000 円」に改める。

第 27 条第 1 項中「630,000 円」を「650,000 円」に、「190,000 円」を「200,000 円」に改める。

附則第 3 項中「同条中」を「同項中」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健

康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第 39 号

### 令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 専決第 6 号

### 令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 213,247 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,093,247 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 5 月 19 日専決

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	4,481,820	213,247	4,695,067
	2 国庫補助金	2,081,158	213,247	2,294,405
	歳入合計	24,880,000	213,247	25,093,247

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	7,376,917	213,247	7,590,164
	1 社会福祉費	3,363,178	163,247	3,526,425
	2 児童福祉費	3,554,905	50,000	3,604,905
	歳出合計	24,880,000	213,247	25,093,247



## 議案第 40 号

### 湖西市水道事業経営審議会条例制定について

湖西市水道事業経営審議会条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市水道事業経営審議会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、湖西市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び答申する。

- (1) 水道事業の運営に関すること。
- (2) 水道料金に関すること。
- (3) 水道利用者に対するサービスに関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が水道事業に関し、諮問が必要と認めること。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、水道事業経営に関する事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者

(2) 市民を代表する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る答申が終了するまでとし、補欠委員の任期も同様とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 41 号

### 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項の規定にかかわらず、人事交流等により、国又は他の地方公共団体の公務員その他規則で定める者であつた者が引き続きこの条例の適用を受ける職員となつた場合において、任用の事情、当該職員となつた日の前日における勤務地等を考慮して市長が必要があると認めるときは、当該職員については、規則で定めるところにより、地域手当を支給することができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 10 条の 2 第 4 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた地域手当について適用する。

## 議案第 42 号

### 湖西市税条例等の一部を改正する条例制定について

湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市税条例等の一部を改正する条例

（湖西市税条例の一部改正）

第 1 条 湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 4 第 1 項中「交付」の次に「（法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第 33 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 33 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年度分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の

金額については、適用しない。

第 34 条の 9 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

第 36 条の 3 第 2 項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第 3 項中「附記し」を「付記し」に改める。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。）の氏名

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第 53 条の 7 中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

第 73 条の 2 第 1 項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第 382 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改め、同条第 2 項中「交付」の次に「（法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「令和 15 年度」を「令和 20 年度」に、「令和 3 年」を「令和 7 年」に改める。

附則第 16 条の 3 第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 18 条の 2 第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第 21 条の 2 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 21 条の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 21 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第 26 条を削る。

(湖西市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 湖西市税条例の一部を改正する条例（令和 3 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第 2 条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第 24 条第 2 項及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中湖西市税条例第 33 条第 4 項及び第 6 項、第 34 条の 9 第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項、第 36 条の 3 第 2 項及び第 3 項並びに第 53 条の 7 の改正規定並びに同条例附則第 16 条の 3 第 2 項、第 21 条の 2 第 4 項並びに第 21 条の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中湖西市税条例第 18 条の 4 第 1 項及び第 73 条の 2 の改正規定並びに次条及び附則第 4 条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 24 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日

(納税証明に関する経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例第 18 条の 4 第 1 項（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 20 条の 10 の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 第 1 条の規定による改正後の湖西市税条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例

第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の湖西市税条例（次項において「旧条例」という。）第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出した同項及び同条第 2 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第 4 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例第 73 条の 2 第 1 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法 382 条の 2 の規定による固定資産課税台帳（同条第 1 項のただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 2 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例の第 73 条の 2 第 2 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第 382 条の 3 の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。



## 議案第 43 号

### 湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例（令和 4 年湖西市条例第 12 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例

湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例（令和 4 年湖西市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 2 項」に、「同条第 4 項」を「同条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

## 議案第 44 号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 高規格救急自動車   |
| 2 取得の方法  | 制限付一般競争入札  |
| 3 取得価格   | 22,550,000 円   |
| 4 取得の相手方 | 静岡県静岡市駿河区国吉田 2 丁目 3 番 1 号<br>静岡トヨタ自動車株式会社<br>代表取締役 太田 勝之 |

議案第 45 号

令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 79,621 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,172,868 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 6 月 7 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	10,600,601	74,505	10,675,106
	2 固定資産税	5,795,589	74,505	5,870,094
21	諸収入	549,814	5,116	554,930
	6 雑入	234,500	5,116	239,616
	歳入合計	25,093,247	79,621	25,172,868

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	181,402	△245	181,157
	1 議会費	181,402	△245	181,157
2	総務費	2,537,083	△46,354	2,490,729
	1 総務管理費	1,984,116	△12,432	1,971,684
	2 徴税費	347,792	△15,637	332,155
	3 戸籍住民基本台帳費	123,847	△13,779	110,068
	4 選挙費	45,423	△1,286	44,137
	5 統計調査費	9,849	△998	8,851
	6 監査委員費	26,056	△2,222	23,834
3	民生費	7,590,164	2,993	7,593,157
	1 社会福祉費	3,526,425	△6,283	3,520,142
	2 児童福祉費	3,604,905	11,045	3,615,950
	3 生活保護費	458,494	△1,769	456,725
4	衛生費	6,622,556	80,705	6,703,261
	1 保健衛生費	1,097,163	84,472	1,181,635
	2 清掃費	4,537,624	△3,767	4,533,857
6	農林水産業費	213,678	3,175	216,853
	1 農業費	192,353	3,175	195,528
7	商工費	692,229	32,131	724,360
	1 商工費	692,229	32,131	724,360
8	土木費	2,284,841	21,630	2,306,471
	1 土木管理費	194,265	△6,155	188,110
	4 都市計画費	1,167,169	25,028	1,192,197
	5 住宅費	186,064	2,757	188,821
9	消防費	1,241,177	8,270	1,249,447
	1 消防費	1,241,177	8,270	1,249,447

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	教育費	1,901,099	△22,684	1,878,415
	1 教育総務費	577,991	△28,709	549,282
	2 小学校費	240,145	1,413	241,558
	3 中学校費	273,684	△3,898	269,786
	4 幼稚園費	193,467	10,740	204,207
	6 社会教育費	276,777	12,389	289,166
	7 保健体育費	339,035	△14,619	324,416
	歳 出 合 計	25,093,247	79,621	25,172,868

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度湖西市土地開発公社事業資金による公共用地取得事業（追加分）	令和4年度～令和9年度	10,660 千円と諸経費及び利子相当額

## 議案第 46 号

### 令和 4 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 4 年度湖西市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1,239,487 千円	△208 千円	1,239,279 千円
第 1 項 営業費用	1,090,855 千円	△208 千円	1,090,647 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 327,233 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 327,496 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 173,506 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 173,769 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,420,454 千円	263 千円	1,420,717 千円
第 1 項 建設改良費	707,578 千円	263 千円	707,841 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	82,777 千円	55 千円	82,832 千円



令和4年6月7日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 47 号

令和 4 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 4 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	1,090,233 千円	101 千円	1,090,334 千円
第 1 項 営業費用	1,080,668 千円	101 千円	1,080,769 千円

（資本的収入及び資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 581,136 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 611,537 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 62,407 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 67,184 千円」に、「建設改良積立金 226,015 千円」を「建設改良積立金 251,639 千円」に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	225,450 千円	22,600 千円	248,050 千円
第 5 項 その他資本的収入	20,400 千円	22,600 千円	43,000 千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	806,586 千円	53,001 千円	859,587 千円
第 1 項 建設改良費	740,278 千円	53,001 千円	793,279 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)職員給与費	100,058 千円	502 千円	100,560 千円

令和4年6月7日提出

湖西市長 影山 剛士